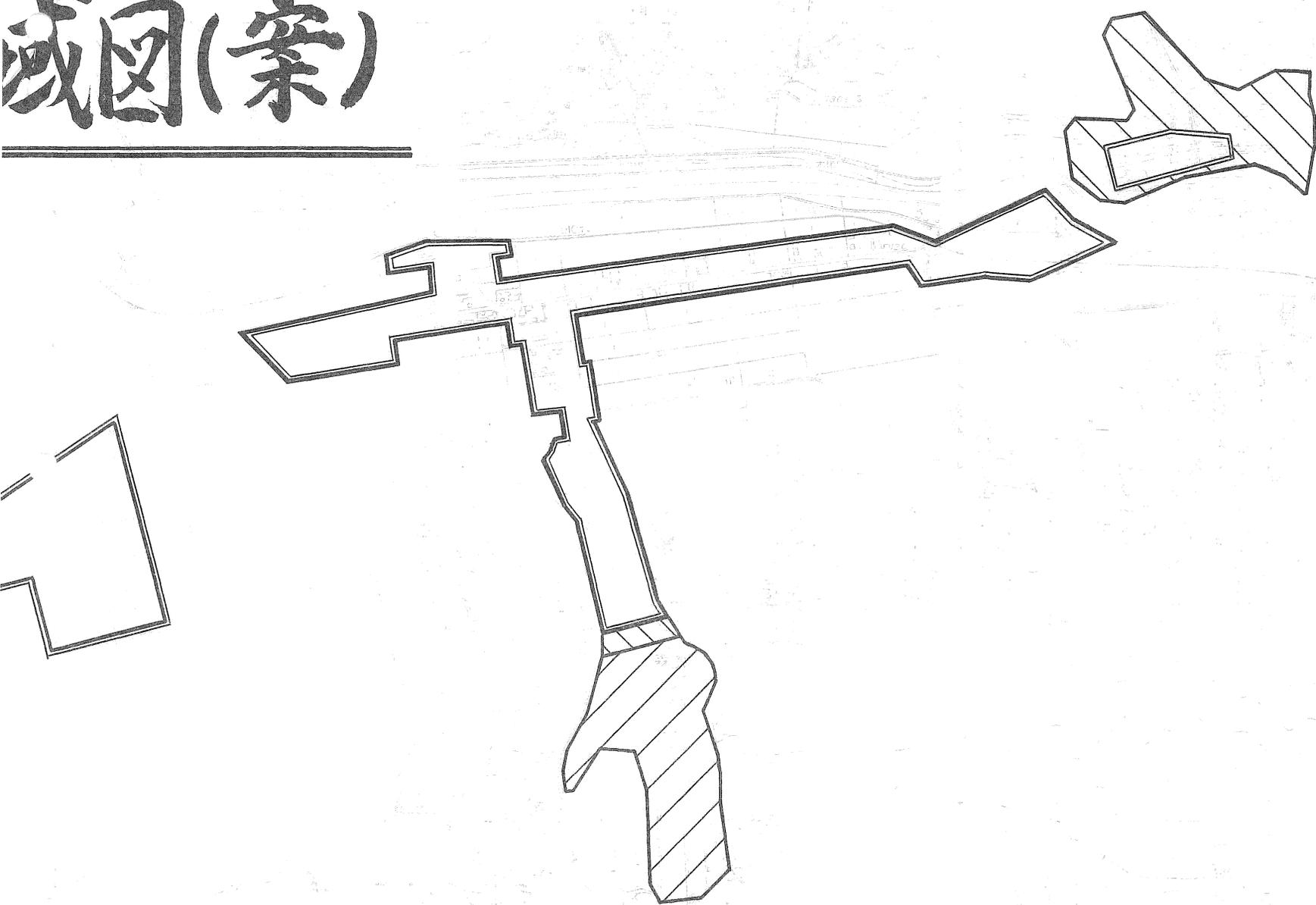


区域(案)

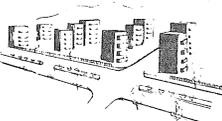


◆ 用途地域の内容

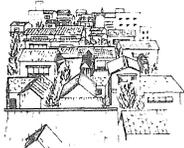
1. 第一種住居専用地域… 低層住宅地域としての良好な環境を保護するための地域です。工場や風俗営業施設など住環境をそこなう建物は建てられませんが、日常生活に必要な一定の店舗併用住宅、公衆浴場、小中学校、小規模な郵便局などは建てられます。



2. 第二種住居専用地域… 中高層住宅も建つ住宅地として良好な環境を保護するための地域です。第一種住居専用地域で建てられるものに加えて、店舗、事務所、病院なども建てられます。



3. 住居地域… ある程度の用途の建物の混在を認めながら、主として住居の環境を保護するための地域です。工場や劇場、キャバレー、トルコ風呂など住環境をそこなう建物は建てられませんが、とくに小規模な工場や、パチンコ屋、ボーリング場、旅館などは建てられます。



4. 近隣商業地域… 周辺の住民に対し日用品を供給する商業などの利便を増すための地域で、一般の工場や劇場、キャバレー、トルコ風呂などの建物は建てられませんが、店舗、事務所、小規模な工場は建てられます。



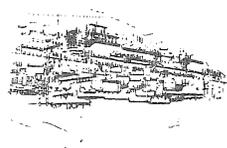
5. 商業地域… 銀行、百貨店、映画館、料理店などの建物が集まる所で、商業業務の利便を増すための地域です。とくに商業地としての環境をそこなう工場などの建築が制限されるだけで、その他の用途の建物はほとんど何でも建てられます。



6. 準工業地域… 主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増すための地域です。とくに公害の発生のおそれのある工場や危険物を扱う工場を除いて、ほとんどの用途の建物を建てられます。

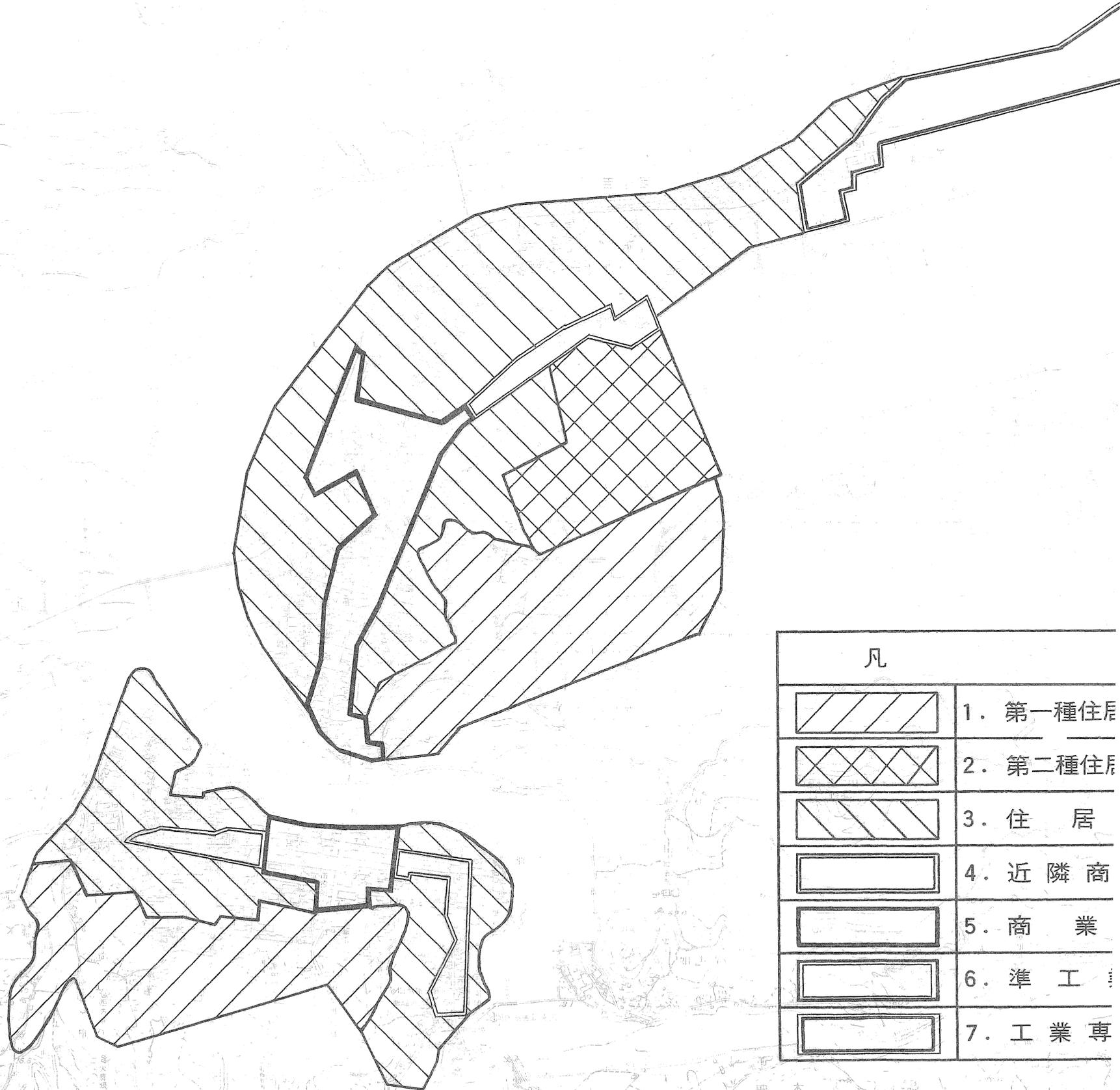


7. 工業専用地域… とくに工業の利便を増すための地域です。工場はどんなものでも建てられますが、工業の利便をそこなうものは建てられず、学校、病院、住宅、店舗、ホテルなども建てられません。



例
第一種住居専用地域
第二種住居専用地域
住居地域
商業地域
近隣商業地域
商業地域
工業専用地域

大洲市都市計畫用途地



凡	
	1. 第一種住居
	2. 第二種住居
	3. 住居
	4. 近隣商
	5. 商業
	6. 準工業
	7. 工業專